

事 業 請 負 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者
大阪市東住吉区長

樣

住所又は事業所所在地

商 号 又 是 名 称

氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額		百万		千	円
契約金額		百万		千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円				
<input type="checkbox"/> 免税事業者	円				

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	町会加入促進チラシ（2種類）印刷等業務委託		
履行期限	令和8年3月23日	履行場所	本市指定場所
履行方法	別紙仕様書のとおり	その他	
明細書	名称	形状・寸法・摘要	数量
	別紙のとおり		

(見積条項) 裏面のとおり

本書のとおり契約を締結する。

1 契約方法

隨意契約

地方自治法施行令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第一号

2 契約保証金

□ 契約金額の 5/100 以上

(金) 四

履行保証保險

履門
角陰

用途

摘要

決

支 出 科 目	年度		会計	
	款			
	項			
	目			
	節			
	細節			
起案 令和 . . .				
決裁 令和 . . .				
大東住 契第 号				

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 價格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第38条の規定による。

（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- （2）発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせではない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- （8）受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕様書

1 案件名称 町会加入促進チラシ（2種類）印刷等業務委託

2 品名・数量・規格等

	品名	形状・寸法等	数量
A	町会加入促進チラシ (表面：町会加入の有無、裏面：町会の活動説明)	別紙のとおり	20,000 枚
B	町会加入促進チラシ (表面：町会の活動説明、裏面：地図)	別紙のとおり	10,000 枚

3 納入期限

令和8年3月23日

4 納入場所

東住吉区役所区民企画課 5階54番窓口

大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話番号：06-4399-9743

5 特記事項

- ・本仕様書に記載のこと及び疑義については、見積までに下記「6 担当者」に確認すること。なお、契約締結後の疑義については、本市の解釈とする。
- ・契約金額は、レイアウト調整・版下作成など編集・印刷に関する経費や納入に関する経費、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- ・契約締結後、速やかに下記「6 担当者」と印刷日程等の詳細について協議し、単価明細を提出すること。
- ・印刷にあたっては、「大阪市グリーン調達方針」(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)における別表の(22)-2印刷の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。
- ・成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、本市に帰属するものとする。
- ・納入日時及び納入場所については、事前に下記「6 担当者」と打ち合わせをすること。
- ・納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、充分な措置を講じること。万一、納入先の建物や建物等に付隨する設備又は第三者に損傷を与えた場合は受注者において完全に修復・補償すること。
- ・納入時に発生したゴミは、持ち帰ること。
- ・納入時における搬入用車両の駐車場所については下記「6 担当者」の指示に従うこと。
- ・契約時と納入時に別添の「資材確認票」を提出すること。
- ・納入の際は、納入物品が確認できる「納品書」、別添の「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。

6 担当者

東住吉区役所区民企画課

担当：宮田・森本・岸岡

大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話番号：06-4399-9743

A 町会加入チラシ（表面：表面：町会加入の有無、裏面：町会の活動説明）

形状・寸法等の詳細	
①印刷方法	オフセット印刷、両面カラー印刷
②仕上がり寸法	A4 サイズ
③紙質	マットコート紙
④紙厚	90 kg
⑤原稿	契約締結後、5日以内に原稿データ（AI）を提供可能 (データの受け渡し方法については担当者と別途相談すること)
⑥校正	本紙校正：1回
⑦成果物 チラシ	【チラシ】 500部一括りで梱包し、汚れや損傷などを来さないように措置を講ずること。
⑧その他	※当区の都合により、校正の途中で見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替えをすることがある。 ※カラーカンプ（紙出力とし、完成版と同サイズとする。）を校正の都度、表裏各2部及びPDFデータ（非アウトライン化）を当区へ提出すること。

B 町会加入チラシ（表面：町会の活動説明、裏面：地図）

形状・寸法等の詳細	
①印刷方法	オフセット印刷、両面カラー印刷
②仕上がり寸法	A4 サイズ
③紙質	マットコート紙
④紙厚	90 kg
⑤原稿	契約締結後、5日以内に原稿データ（AI）を提供可能 (データの受け渡し方法については担当者と別途相談すること)
⑥校正	校正3回 (本紙校正1回を含む)
⑦成果物 チラシ データ	<p>【チラシ】 500部一括りで梱包し、汚れや損傷などを来さないように措置を講ずること。</p> <p>【データ】 電子媒体（CD-R等）に格納し、納品すること。なお、電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使用しウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピューターウィルスを侵入させないための措置を講じること。</p> <p>[ア 完成データ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトライン済みAIデータ ・アウトライン前AIデータ <p>※再編集可能なデータで、ファイル圧縮はしないこと。</p> <p>[イ ホームページ掲載用データ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面合わせて1MB未満のPDFファイル ・片面それぞれ1MB未満のPDFファイル <p>※PDFファイルにはトンボを含まないこと。</p> <p>※文書のプロパティの「概要」において、タイトル、作成者、サブタイトル、キーワードの欄は空白であること。</p> <p>※データについては、裏面の2次元コードの読み込み可能である必要があるため、1MB未満での作成が難しい場合は、担当者と別途調整すること。</p>
⑧その他	<p>【修正予定箇所】 表面（町会の活動説明）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① タイトル追加 「町会のススメ」「その1歩で大きな安心」 ② 文字サイズ等変更 「町会ってどんな活動をしているの？」

- ③ 事務局の問合せ先等情報一式は 裏面に移動
- ④ ①～③の作業に伴い、中央のイラスト等の位置をチラシ下部へ移動
- ⑤ チラシ下部 文言追加 「発行 東住吉区役所」

裏面（地図）について

- ① 表面の色調やデザイを表面のデザインイメージにあわせて変更
- ② 文言修正 「連合振興町会の会館及び連絡先」→「連合振興町会の連絡先」
- ③ 文言修正 「町会加入等に関するお問合せは各連合へ」→「町会加入や活動等詳細に関するお問合せは各連合へ」
- ④ 長居公園地図上のスタジアム名称の削除（3か所）
- ⑤ 会館（1か所）の名称・住所・電話番号・位置 変更
- ⑥ 表面下部の事務局の情報を半分程度の大きさになるように文字の大きさや内容を編集し、地図右下に移動（記載予定事項 事務局名・電話・二次元コード・「町会に関する一般的なお問合せはこちらから」）
- ⑦ ⑥に伴い、チラシ下部のイラストを削除・再編集

※当区の都合により、校正の途中で見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替えをすることがある。

※カラーカンプ（紙出力とし、完成版と同サイズとする。）を校正の都度、表裏各2部及びPDFデータ（非アウトライン化）を当区へ提出すること。

町会加入のススメ

その1歩で大きな安心

A



あるとき～町会がなれいとき～

地域のイベント・お祭り

スポーツ
イベント
一緒に行こか～！

夏祭り
楽しむで～♪

最近は
お祭りなくなつたなあ…



どこ行くん？

おかえり～
気いつけや～！

おっ！
1人っきりや！

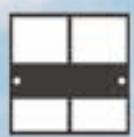


子どもの安心・安全

お手伝い
しますよ♪

こんにちは～♪
お変わりないですか？

今日も
誰とも話してへんなあ…



まさかの災害の時

大変やつたなあ
あつたかいもん食べや～

避難所は
こっちやで～！

助けて～

どうしたら
ええんやろ…



町会ってどんな 活動をしているの?

活動をしています

町会に加入して安心の暮らし

レ

地域のつながりをつくります
クリエーション

夏祭りやスポーツ大会など、地域の皆さんのが交流できる楽しいイベントや企画と一緒に考え、実施しています。



社

誰もが安心して暮らせるまちづくり
会福祉活動

高齢者の見守りをはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしてさまざまな活動をしています。



防

安心・安全なまちづくり
犯活動

子どもたちの登下校の見守りや、夜間パトロールなど、地域の皆さんのが安心して暮らせるよう防犯活動をおこなっています。



きっとまちが
好きになる

防

いざ！という時に
頼りになります
災活動

地域の防災のために、さまざまな災害に備えた訓練や、いざという時のための話し合いをおこなっています。



町会は、ひとつつながる、地域とつながる第一歩！

大阪市東住吉区地域振興会事務局

(一財) 大阪市コミュニティ協会 東住吉区支部協議会

町会への加入・町会に関するご相談についてはこちらから

06-6115-8236



B

町会ってどんな 活動をしているの?

町会に加入して安心の暮らし

レ

地域のつながりをつくります
クリエーション

夏祭りやスポーツ大会など、地域の皆さんのが交流できる楽しいイベントや企画と一緒に考え、実施しています。



防

安心・安全なまちづくり
犯活動

子どもたちの登下校の見守りや、夜間パトロールなど、地域の皆さんのが安心して暮らせるよう防犯活動をおこなっています。



社

誰もが安心して暮らせるまちづくり
会福祉活動

高齢者の見守りをはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしてさまざまな活動をしています。



防

いざ!という時に
頼りになります
災活動

地域の防災のために、さまざまな災害に備えた訓練や、いざという時のための話し合いをおこなっています。



町会は、ひとつつながる、地域とつながる第一歩!

大阪市東住吉区地域振興会事務局

(一財) 大阪市コミュニティ協会 東住吉区支部協議会

町会への加入・町会に関するご相談についてはこちらから

06-6115-8236



連合振興町会の会館及び連絡先



町会加入等に関するお問い合わせは各連合へ

北田辺連合

友愛センター北田辺

北田辺6-11-4

電話 6621-9900

田辺連合

田辺中央会館

田辺2-11-8

電話 6628-3308

南田辺連合

南田辺会館

南田辺1-10-32

電話 6623-6050

東田辺連合

東田辺会館

駒川4-10-5

電話 6608-7621

鷹合連合

鷹合西会館

鷹合3-2-20

電話 6697-3825

矢田中連合

矢田中連合町会事務所

矢田4-10-6 2F

電話 6697-1552

矢田西連合

南部文化コミュニティーセンター

公園南矢田3-18-8

電話 6608-0038



桑津連合

桑津会館

桑津5-14-21

電話 6713-2871

育和連合

育和社会福祉会館

杭全2-11-14

電話 6713-2878

今川連合

今川福祉会館

今川4-23-7

電話 6705-2388

南百済連合

南百済会館

針中野4-12-39

電話 6707-2117

湯里連合

湯里社会福祉会館

湯里5-7-3

電話 6702-8349

矢田北連合

矢田北会館

照ヶ丘矢田1-13-16

電話 6797-6966

矢田東連合

住道矢田福祉会館

住道矢田9-1-5

電話 6797-1131



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：06-4399-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 町会加入促進チラシ（2種類）印刷等業務にかかる業務全般
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：_____

資材確認票

(会社名) _____

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資材確認票

○○印刷株式会社

- (○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OPニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

<u>作成年月日 :</u> 年 月 日 <u>御中</u>		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
<u>会社名 :</u>		
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	<p>①次の A 又は B のいずれかを満たしている。</p> <p>A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。</p> <p>B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。</p>
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印 刷	オフセツト	<p>③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。</p>
	はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	<p>⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。</p>
表面加工 該当： あり／ なし	はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
製本加工 該当： あり／ なし	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	はい／いいえ	<p>⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。</p>
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

作成年月日： 年 月 日 御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
<u>〇〇印刷株式会社</u>		
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ
表面加工	はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
該当：あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
該当：あり／なし	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
該当：あり／なし	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。